

津幡町商工会共通商品券

「令和8年度 津幡町定住促進住宅取得等奨励金」取扱い要領

(商品券有効期限: 令和8年5月1日～10月31日)

商品券取扱い時の留意事項

- 基本事項は、別添の「取扱い加盟店規約」をご参照下さい。
- 消費者より商品券を受取った時は、再流通を防止するため券裏面に店舗印を捺印して下さい。
- 釣り銭は出さないで下さい。

商品券換金方法

下記を商工会へ提出・ご持参のうえ、換金してください。換金額は各店舗へ振込いたします。

- ① 津幡町商工会共通商品券 換金請求書(※必要事項ご記入と捺印をお願いします)
- ② 使用済み商品券

- ・商品券裏面の「取扱い加盟店印」欄に、店舗印を捺印してください。
- ・100枚以上の場合は、100枚束にまとめてください。

※ 始めて加盟店登録された事業者又は振込先の変更を希望される方は津幡町商工会へご連絡ください。振込口座届出書をお渡しします。

<換金に係るお願い>

- 北國銀行以外の金融機関の場合は、振込手数料を差し引きして振込させていただきます。
- 換金は、下記のスケジュールに基づいて指定口座へ振込します。
(※振込日が金融機関休業日の場合 → 前営業日に振込)

換金請求日	振込日
1日～10日	同月20日
11日～20日	同月末日
21日～末日	翌月10日

商品券換金日時

令和8年5月11日(月)～11月30日(月)の毎週月曜日 午前9時～午後4時

商品券換金期限

令和8年11月30日(月)

- 期限を過ぎますと一切換金できませんので
早めの換金をお願いします。

【換金窓口】

津幡町商工会

〒920-0326

河北郡津幡町清水チ326-3

TEL : 076-204-6824